

令和5年2月16日
総合政策局運輸審議会審理室

「国際興業株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業 (乗合バス) の上限運賃変更認可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について申請どおり認可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和4年12月14日付で国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、申請どおり認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表予定です。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 本間、佐藤

直通：03-5253-8810

[乗合バスの上限運賃変更認可に関する問合せ先]

自動車局旅客課 佐藤、笠井、高島

(代表) 03-5253-8111 (内線 41204、41233)、(直通) 03-5253-8568

申請者	国際興業株式会社
事案の種類	一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可
事案の内容	現行の基準賃率35円83銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃180円）を、基準賃率40円90銭に基づく対キロ区間制運賃（初乗運賃220円）に変更する。
運輸審議会答申	申請どおり認可することが適当

国運審第70号
令和5年2月16日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

国際興業株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
運賃の上限変更の認可申請について

令4第5005号

令和4年12月14日付け国自旅第357号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

国際興業株式会社からの申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率40円90銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、2キロメートルを超え5キロメートルまでの間についてはその1倍、5キロメートルを超え10キロメートルまでの間についてはその0.9倍、10キロメートルを超え15キロメートルまでの間についてはその0.8倍、15キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、220円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年4月に運賃改定を行った後、少子高齢化やマイカー等との競合などにより利用者数の確保について困難な環境が続いているものの、消費税率改定に伴う税負担の転嫁を図るための運賃改定を平成26年4月及び令和元年10月に行ったほかは、実質的な運賃改定を実施していない。

しかしながら、バス運転者を中心とする要員確保に伴う人件費増や燃料価格の上昇、定期的な車両代替の維持、利用者の利便性向上策等に係る費用の増加により、収支の均衡を保つことが困難になってきていることから、収支の改善を図り、今後も公共交通としての安全・安定的なバス事業を継続していくため、本件申請を行ったものである。

2. 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、道路運送法第9条第2項に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを審査の上、同条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行ったほか、長時間労働是正の要請等、変化する経営環境への対応や、利用者への影響等を確認するため、申請者から意見聴取を行った。その結果は、次のとおりである。なお、本件については公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

平年度（原価計算期間）である令和5年度1年間の運賃算定の基礎となる適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は13,745百万円、現行の旅客運賃による総収入（補助金を含む）は12,037百万円と推定されるので、差引き1,708百万円の不足を生ずるものと見込まれる。これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入（補助金を含む）は13,503百万円と推定されるので、差引き242百万円の不足を生ずるものと見込まれる。なお、国土交通大臣は本件審査にあたり、令和3年12月28日に所管局において見直しを行った人件費の算定方法に基づいて、地域における全産業平均給与額及び総労働時間との比較を行うなど、労働環境改善等の観点も考慮されている。

4. 以上のように、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものである。よって、本件申請は上記2.の認可基準に適合するものとして、道路運送法第9条第1項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。